

入札手続中、「代表者」・「代表者が委任した者等」 が変更になった場合について（工事・業務）

入札手続中に、「代表者」又は「代表者が委任した者等」が変更になった場合には、「四国地方整備局競争契約入札心得」、「四国地方整備局電子入札運用基準」等に基づき、

- ・ **変更届**
- ・ **年間委任状**
- ・ **ICカード変更承諾申請書**
- ・ **紙入札方式参加承諾願**

等の書類の提出が必要な場合があります。このような場合は、**直ぐに各事務所の契約担当者に連絡してください。**

※この「変更届」は、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届」とは異なりますので、「印鑑証明書」、「登記事項証明書等」の添付書類は不要です。